

## 第4回 中間市自治会設置検討委員会

開催日時 平成22年3月18日(木)・午後2時  
開催場所 中間市役所別館3階・特別会議室

会議資料一式

(案)

報 告 第 1 号  
平成 22 年 3 月 日

中間市長 松 下 俊 男 様

中間市自治会設置検討委員会

会 長 小 南 哲 雄

副会長 西 田 義 幸

副会長 仰 木 節 夫

### 中間市自治会設置検討委員会における協議事項について（報告）

平成 22 年 2 月 5 日に中間市長から委嘱を受け、「中間市自治会設置検討委員会」を平成 22 年 3 月 18 日まで 4 回にわたり開催し、協議を重ねました結果について、別紙のとおり報告書（第 1 次報告）を作成しましたので提出いたします。

中間市自治会設置検討委員会における協議事項報告書（案）

（第1次報告）

平成22年3月

中間市自治会設置検討委員会

## 中間市自治会設置検討委員会における協議事項報告書

本市における町内会・町内公民館の一元化の議論については、平成18年12月から開催された「中間市町内会及び公民館のあり方等に係る研究会」を出発点としているものの、現在に至るまで中断されていた状況でした。

平成21年12月に策定された「中間市市民協働のまちづくり基本方針」に基づいて、協働型社会の実現のため、中間市における町内会・町内公民館組織の一元化を促進し、効率的運営が可能な権限と責任を備えた自治組織として再編することを目的に、中間市自治会設置検討委員会が設置され、中間市町内会連合会、中間市公民館連絡協議会及び行政の三者による委員により、平成22年2月から改めて協議が行われることになりました。

自治会設置検討委員会では、今年3月までに一元化の方向性を決定する行程が事務局提案として示されましたが、「今年3月までに一元化の内容の結論を、1ヶ月で拙速に出すことはできない」との町内会連合会と公民館連絡協議会との一致した意見に基づき、一元化に向けての基本的事項については合意し、更に協議を要する個別事項については、自治会設置検討委員会の下に「自治会設置推進小委員会（仮称）」を設けることで、委員の賛同が得られております。

### ●これまでの自治会設置検討委員会での合意事項

#### (1) 自治組織一元化の目的について

事務局が自治組織の一元化の目的として提示した下記3項目については、委員の共通認識とし、さらに小委員会で議論を深めていくこととしました。

- ①住民自治推進のため、組織の強化・集中（予算・人員・情報伝達・行事等）を図る
- ②補助金一元化等による経費の効率化を実施する
- ③小学校区単位の「地域まちづくり協議会」の中心母体とする

#### (2) 自治組織一元化の実施について

町内会・町内公民館の一元化の実施については、本検討委員会の中で合意を得ました。

一元化の具体的内容については、「自治会設置推進小委員会（仮称）」を設けて協議を進め、検討委員会において平成23年3月末日を目標に結論をまとめます。

協議にあたっては、町内会・町内公民館両組織及び各地域の理解が得られるように、中間市町内会連合会、中間市公民館連絡協議会及び行政の三者が連携して努力し、平成23年4月1日からの一元化実施を目指します。

#### (3) 一元化後の組織の名称について

町内会単位で従来の「〇〇〇町内会」を「〇〇〇自治会」の名称に変更し、民主的な規約に基づく、町内地域住民の自治会とします。

#### (4) 自治会の体制・役員構成及び規約等について

自治会の役員構成・規約等は、現状の町内会及び町内公民館の実情に基づき決定し、一元化を図れるようにしていきます。

## ●自治会設置推進小委員会（仮称）の設置

### （１）自治会設置推進小委員会（仮称）の設置及びメンバー構成

自治会設置検討委員会の下に小委員会を置き、自治会設置に関する具体的内容の検討を推進することが確認されました。

小委員会の構成は、中間市町内会連合会と中間市公民館連絡協議会の各自治会設置検討委員及び行政の総合まちづくり課（平成22年4月1日～）、生涯学習課、中央公民館とする事務局提案がなされました。

これを受けて、中間市町内会連合会と中間市公民館連絡協議会、行政の調整により、下記メンバー構成を予定しております。

#### ○町内会連合会メンバー

自治会設置検討委員を含む最大7名の枠から町内会連合会、公民館連絡協議会が協議のうえ選出します。

#### ○公民館連絡協議会メンバー

自治会設置検討委員を含む最大7名の枠から町内会連合会、公民館連絡協議会が協議のうえ選出します。

#### ○行政メンバー

総務部長、総合まちづくり課長・同課長補佐・同係長、生涯学習課長、中央公民館長  
※行政側総務については、総合まちづくり課が務めることとします。

### （２）自治会設置推進小委員会（仮称）への移行議題

中間市自治会設置検討委員会で検討する予定としておりましたが、下記の2点の議題については、小委員会へ移行し、協議を行うこととします。

- ①補助金の見直しについて〔事務（役務）交付金、育成費、連絡協議会補助金の配分〕
- ②地域まちづくり協議会・モデル校区の選定

### （３）自治会設置推進小委員会（仮称）協議結果における意思決定について

小委員会で協議された結果については、中間市自治会設置検討委員会の責任のもと意思決定され、実施することとします。

## ●今後、自治会設置推進小委員会（仮称）で検討する事項

### （１）自治会設置に際し、各町内会及び町内公民館に対する住民自治の定義の明確化と 共通認識の醸成を図る事項

- ①町内会及び町内公民館への実態調査と分析整理
- ②自治会設置に向けた三位一体の研修会の計画・実施
- ③町内会・公民館への三位一体の出前講座の計画・実施 等

### （２）自治会設置の要件の整理（補助金対象自治会の定義）

- ①モデル規約の再整理と民主的手続き要件等の事項の整理
- ②現行町内会と公民館設置数の相違等の調整事項 等

### （３）地域まちづくり協議会（仮称）の設置に関する事項の整理

小委員会では、一元化実施の周知を第１段階として最優先し、地域まちづくり協議会（仮称）については第２段階として考えます。

### （４）補助金に関する整理事項

- ①補助金のあり方及び一元化の目的整理とその具体的配分に関する整理事項
- ②補助金受給に関する自治会等の効率的活用に関する基本的要綱の整理

### （５）小委員会の基本スケジュールについて

- ①月１回開催を原則とし、問題があれば随時開催とします。
- ②平成２２年度上半期（４月～９月）までに、各項目の整理を完了し、各項目整理案を自治会設置検討委員会に提出します。
- ③各項目整理案の承認後、各町内会・町内公民館共同開催で第３四半期（１０月～１２月）までに校区ごとの出前講座等に三位一体で出向き、住民自治及び自治会設置の浸透を図ります。
- ④第４四半期（１月～３月）に、出前講座及び全経過の小委員会総括を自治会設置検討委員会で検討いただき、承認を得たうえで、平成２３年４月１日の実施を目指します。

## 自治会設置検討委員会 協議経過

回数	開催日	協議事項
1	平成22年 2月 5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状の交付</li> <li>・ 自治組織の一元化の目的及び今後の委員会の進め方について</li> <li>・ 町内会・町内公民館組織の現状及び(仮称)自治会の事務局案について</li> <li>・ 一元化後の組織の名称について</li> </ul>
2	平成22年 2月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一元化後の組織の体制・役員構成について</li> <li>・ 一元化後の組織の名称について</li> <li>・ 次回検討資料の概要説明について</li> </ul>
3	平成22年 2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一元化後の組織の名称について (継続)</li> <li>・ 一元化後の組織の規約案について (継続)</li> <li>・ 一元化後の組織の体制・役員構成について (継続)</li> <li>・ 小委員会への移行について</li> </ul>
4	平成22年 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの自治会設置検討委員会での合意事項について</li> <li>・ 自治会設置推進小委員会 (仮称) の設置について</li> <li>・ 今後、自治会設置推進小委員会 (仮称) で検討する事項について</li> <li>・ 中間市自治会設置検討委員会における協議事項報告書 (第1次報告) について</li> </ul>
報告	平成22年 3月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長へ報告書の提出</li> </ul>

## 自治会設置検討委員会 委員

職 名	氏 名	備 考
中間市副市長	小 南 哲 雄	会 長
中間市町内会連合会会長代行	西 田 義 幸	副会長
中間市町内会連合会副会長	池 田 久 紀	
中間市町内会連合会事務局長	古 川 実	
中間市町内会連合会会計	力 丸 正 行	
中間市公民館連絡協議会会長	仰 木 節 夫	副会長
中間市公民館連絡協議会副会長	中 西 良 一	
中間市公民館連絡協議会	依 藤 宏 治	
中間市公民館連絡協議会事務局長	山 下 徹	
中間市総務部長	中 野 諭	
中間市保健福祉部長	藤 井 紀 生	
中間市教育部長	中 村 信一郎	
中間市総務部総務課長	白 尾 啓 介	
中間市総務部経営企画課長	松 尾 壯 吾	
中間市保健福祉部介護保険課長	山 本 信 弘	
中間市教育委員会生涯学習課長	山 崎 淳 子	
中間市中央公民館長	梶 栗 繁 幸	

## 中間市自治会設置検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 協働型社会の実現のため、中間市における町内会・町内公民館組織の一元化を促進し、効率的運営が可能な権限と責任を備えた自治組織として再編することを目的に、「中間市市民協働のまちづくり基本方針」に基づき、中間市自治会設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 町内会・町内公民館の一元化の促進及び自治組織の再編に関する事項について協議し、必要な事項を提言する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員17人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 町内会連合会 4人
- (2) 公民館連絡協議会 4人
- (3) 副市長
- (4) 庁内検討委員 8人

3 検討委員会の委員の任期は、当該委嘱に係る協議が終了するときまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 検討委員会の委員の報酬は、無報酬とし、また、会議に招集されたときの交通費等の費用弁償は、支給しないものとする。

### (会長及び副会長)

第4条 検討委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は副市長をもって充て、副会長は町内会連合会から1人及び公民館連絡協議会から1人をもって充てる。

3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、原則として公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

3 会議を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

### (事務局)

第6条 この要綱に定める事務を処理するため、事務局を保健福祉部市民協働課に置く。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

他の資料として、

第1回～4回自治会設置検討委員会

会議録及び配布資料一式を添付します

(今回省略)